

# 原付バイク・小型特殊自動車の窓口での手続き方法について

使用する申請書

申請書は窓口を設置してあります。また、「6.各種様式」よりダウンロードができます。

新規登録 ・ 名義変更 ・ 車台変更 ・ 証明書再発行（登録） → 『軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書』

廃車（廃車・紛失・盗難・死亡） ・ 証明書再発行（廃車） → 『軽自動車税廃車申告書兼標識返納書』

申告内容		申告に必要なもの				
		車両情報	販売証明書 <sup>※7</sup>	譲渡証明書 <sup>※8</sup>	標識返納書	標識 (ナンバープレート)
		車名・車台番号・排気量 (長さ・幅・最高速度 <sup>※9</sup> )				
新規登録	購入	新規購入による延岡市の標識を取得する場合	●	●		
	転入 <sup>※1</sup>	他市区町村からの転入による延岡市の標識を取得する場合	●		●	
	譲受け	廃車済みの車両（標識が付いていない）を登録する場合	●		●	
	交換 <sup>※2</sup>	古くなった標識を新しいものに交換する場合	●			●
名義変更		延岡市の標識が付いている車両の名義を変更する場合	●		●	
廃車	廃車 <sup>※3</sup>	廃棄・市外転出・譲渡により延岡市の標識を返納する場合	●			●
		転入により延岡市で他市区町村の標識を廃棄する場合	●			●
	紛失 <sup>※4</sup>	延岡市の標識を紛失した場合	●			
	盗難 <sup>※5</sup>	延岡市の標識が付いた車両が盗難にあった場合	●			
	死亡	納税義務者（所有者）が亡くなった場合	●			●
車台変更		同じ標識のまま車両のみを変更する場合	●	●	●	
証明書再発行	登録	「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（控）」を再発行する場合	●			
	廃車 <sup>※6</sup>	「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（控）」を再発行する場合	●			

販売・譲渡証明書のどちらか1つ

※1 転入：他市区町村の標識を延岡市の標識に変更する場合は、廃車手続きが必要になります。

※2 交換：古くなった標識を新しいものに交換する場合は、「廃車」と「新規登録」の手続きが必要になります。

※3 廃車：解体をされた場合は、市民税課にお問い合わせください。

※4 紛失：標識弁償金として100円をお支払していただく必要があります。  
他市区町村の標識の紛失は受付しておりません。

※5 盗難：本人が警察署や派出所に盗難の被害届を出した後でなければ受付できません。  
盗難届出の内容がわかるものをご持参ください。

※6 証明書再発行（廃車）：延岡市ナンバーのみ発行可能です。延岡市にて廃車した他市区町村ナンバーの車両については、当該市区町村での再発行となります。

※7 販売証明書：以下の①または②の書式によりご用意ください。  
①「標識交付申請書」の「販売・譲渡証明書」欄もしくは、延岡市書式の「販売・譲渡証明書」に記入したもの  
②販売店の様式にて、「販売日」、販売店の「店名・所在地」、対象車両の「車名・車台番号・排気量」のあるもの

※8 譲渡証明書：以下の①または②の書式によりご用意ください。  
①「標識交付申請書」の「販売・譲渡証明書」欄もしくは、延岡市書式の「販売・譲渡証明書」に記入したもの  
②任意の用紙に以下の必要事項を記入したもの  
必要事項・・・「譲渡年月日」、「譲渡人と譲受人の住所・氏名」、対象車両の「車名・車台番号・排気量」、「車台番号〇〇の車両を譲渡する」旨  
※必要事項の記入は、譲渡人・譲受人ともに自署してください。

※9 車両情報：特定小型原動機付自転車のみ、長さ・幅・最高速度がわかる書類・パンフレット等が必要です。

その他注意事項：・延岡市役所（各総合支所も含む）の窓口で行える手続きは、原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車に限ります。それ以外の車種については、「手続き先一覧」をご確認ください。  
・排気量を変更した場合は「原動機付自転車改造証明・宣誓書」のご提出が必要になります。